

日本学生支援機構 適格認定

【貸与奨学金】

はじめに・・・

日本学生支援機構の貸与奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けることができますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「**廃止**」と言います。)こともあります。

・「奨学金継続願」とは？

毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提出するもの。

自身の経済状況に照らして奨学金の必要性を確認したり、1年間の学業成績を振り返り、奨学生としての責務を再確認するもの。

・適格認定とは？

奨学生が『奨学金継続願』を提出した後、大学側で、3つの基準(人物・学業・経済状況)に基づいて、奨学金貸与の継続の可否等を判断する手続き。

適格認定の3つの要素

① 人物

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。

③ 経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

- 貸与奨学生の資格を失わせる。

② 停止

- 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③ 警告

- 貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

- 貸与奨学金の交付を継続する。

◎「継続願」の提出(入力)について

スカラネット・パーソナルから
「貸与額通知」の内容を確認

自身の経済状況を振り返り、貸与終了後の返還額等を確認し奨学金の必要性を判断します。
人的保証の場合、連帯保証人・保証人にも内容を確認してもらう。

「『貸与奨学金継続願』
準備用紙」に記入 ※提出は不要

スカラネットパーソナルへの入力中、1つの画面で30分経過した場合はタイムアウトとなり最初からやり直すこととなる。各設問の注意書きをよく読み、各設問の回答の準備をする。

スカラネット・パーソナルから
「奨学金継続願」を入力

「『貸与奨学金継続願』準備用紙」を確認しながら、
1月31日(火)までに入力する。

◎「『継続願』準備用紙」の記入について

●経済状況の報告のポイント(学部生のみ)

- ・収入に関する証明書を準備する(※**入力準備に必要となるため早めに依頼すること**)
→次の方の収入に関する証明書を取得する。
 - ・主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)
 - ・その他に家計を支えている人(父、母など)

給与所得の場合 (年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入を含む。)	直近の源泉徴収票 各種証明書 (複数の収入がある場合は、合計金額を入力します。)
給与所得以外の場合	令和4年分の所得税の確定申告(控)

●収支と支出の報告のポイント

- ・2023年4月入学者は2023年4月1日～11月までの8か月間の収支を記載する

【収入】・・・親からの仕送り、授業料等学納金も含む。日本学生支援機構以外の奨学金やアルバイトの収入も入力する。

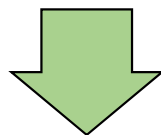
【支出】・・・「学費」には授業料等も含む(前・後期各26万、年額52万)
「修学日」には部活動の遠征費や部費を含む

収入と支出の適切な記入をお願いします

◎奨学金の継続を希望しない場合

「奨学金継続願」を入力する際に

『◎ 奨学金の継続を希望しません』を選択する



4月以降の奨学金は辞退となる

本学の「奨学金継続願」入力期限

令和6年1月31日（水）

23時59分まで

遅れないように！！